

# 令和6年度いじめ防止対策基本方針

久慈市立小久慈小学校

## I いじめ防止対策に関する基本的な考え方

### 1. 「いじめ」の定義 … いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。ケンカやふざけ合いでも表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの様態には以下のようなものがあると考ええる。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 2. 「いじめ」の基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (4) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

### 3. 基本的な考え方

いじめは、受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える。そして不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題で

ある。また、最近のインターネットを介した「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組み、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら対峙していかなければならない。また、いじめの問題の解決には、児童に「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切である。

本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりのある子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進している。校長のリーダーシップのもと、『いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうるものである。』という認識に立ち、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

## II 未然防止

### 1. 未然防止の3つの視点

- (1) 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う（コミュニケーション能力の基礎）
- (2) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む（ストレスに対する耐性、不安への耐性、他のことへ転化しストレスを消化）
- (3) 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。  
(絆づくり、居場所づくり)

### 2. 特に配慮が必要な児童についての対応

- (1) 障がいのある児童についての対応
  - ・障がいのある児童が「いじめ」に合わないよう、周囲の児童に対して、特性についての理解と共生の心情を養う。
  - ・障がいのある児童がいわゆる「加害者」にならないよう、個別の教育支援計画、個別の指導計画等により、協調性、思いやりの心、善悪の判断、ソーシャルスキル等の必要な指導を行う。
- (2) 東日本大震災で被災した児童への配慮
  - ・児童が受けた心身への多大な影響等を理解し、被災児童への心のケアや日常の観察に注意を払う。
  - ・周囲の児童に、被災児童が受けた心身への多大な影響等を理解させるなど必要な指導を行う。
- (3) 流行性のウイルスや菌にかかった児童への配慮
  - ・ウイルスや菌の保有者として阻害されることのないように周囲の児童への指導を行う。
- (4) その他、特に配慮が必要な児童への対応
  - ・保護者と主に連携し、日常の観察に努め、周囲の児童への指導を行う。

### 3. 児童(会)の取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事
- (2) いじめの問題にかかわる話し合い
- (3) 児童会による「いじめゼロ宣言」
- (4) いじめ防止標語等の作成

## Ⅲ 早期発見、早期対応

### 1. 早期発見

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から信頼関係を築く。
- (2) 児童の表情や行動の変化にも配慮した日常の観察を行う。(日記等の活用も)
- (3) 見えないところでのいじめを発見できるよう、授業中はもとより、休み時間や放課後の様子に目を配る。
- (4) 遊びやふざけ合い、仲良く遊んでいるように見えるいじめなど、情報交換を行い、把握しにくいいじめの発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、連携を図る。

### 2. 早期対応(発見したとき、通報を受けたとき)

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、対処する。
- (3) いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち、情報収集を綿密に行い、事実を確認する。
- (4) いじめの事実が確認された場合は、解決・再発防止のため、いじめを受けた児童や保護者を支援する。いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、安全を確保する。
- (5) いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が学校生活に適応していくために、スクールカウンセラー等と連携を図りながら指導を行う。
- (7) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、児童に懲戒を加える。
- (8) いじめ防止対策委員会で話し合った事案については、市へ報告を行う。

### 3. 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応のため、中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) 校内いじめ防止対策委員会  
内 容：基本方針・年間計画の策定  
研修会や取組の立案・推進

いじめアンケートを踏まえてのいじめ防止対策の協議  
 構成員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭  
 （必要に応じ、特別支援コーディネーター、該当担任）

開 催：定例会は全員参加。

1 学期（4 月、運動会后） 2 学期（学習発表会后）、3 学期（2 月）  
 その他（必要なとき）

**(2) 保護者・関係機関と連携したいじめ防止対策委員会**

内 容：重大事案が生じた場合の調査・情報収集、その対応・措置について協議児童が自殺を企図した、身体に重大な障害を負った、精神性疾患を発症した、暴力や金銭トラブルなどの違法行為があった場合等

構成員：学校 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭  
 （必要に応じ、特別支援コーディネーター、該当担任）

保護者 PTA 会長、学校評議員、民生児童委員

関係機関 教育委員会（必要に応じ依頼 警察、弁護士、医師、福祉関係者等）

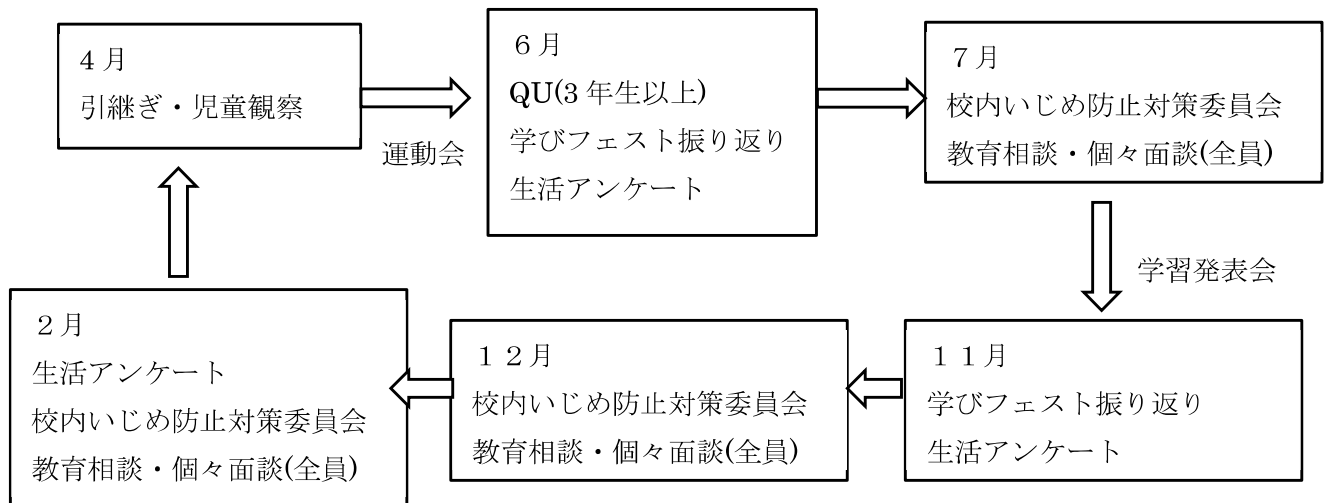
※関係者と利害関係を有しない第3者を依頼し、公平・中立を確保する

**IV いじめ防止のための教育相談、生徒指導体制**

**○アンケート・教育相談の実施**

2 大行事（運動会・学習発表会）の後、アンケートを実施し、児童個々に対し教育相談を行う。その結果について校内いじめ防止対策委員会にて協議する。

また、児童の様子から必要性を感じたときは、随時アンケート・教育相談を行う。



**V いじめ防止のための教員研修計画**

いじめ防止のため校内研修や教職員の自己診断を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質向上を図る。

**○校内研修会等の実施**

- (1) 校内研修会 年3回（4/1、7月、1月）
- (2) チェックポイントによる自己診断 年2回（6月、11月）

## VI いじめ防止のための保護者や地域、関係機関との連携

### 1. 保護者や地域との連携

- (1) 「いじめ防止対策基本方針」の広報活動に努める。(PTA 総会、校報等)
- (2) いじめの実態や指導方針について説明する。(地区懇談会、学年懇談会等)
- (3) いじめ防止対策の取組について、周知し、協力を呼びかける。(校報、学年通信等)
- (4) 保護者対象のアンケート調査を実施する。(6月、11月)  
いじめについてのアンケートだけではなく、学校はいじめ防止の取組についても評価を  
してもらう。
- (5) 道徳や特別活動等の授業を公開する。(授業参観等)

### 2. 関係機関との連携

重大事案として取り扱われるべきいじめについては、久慈市教育委員会や久慈警察署等の関係機関と連携して対処する。

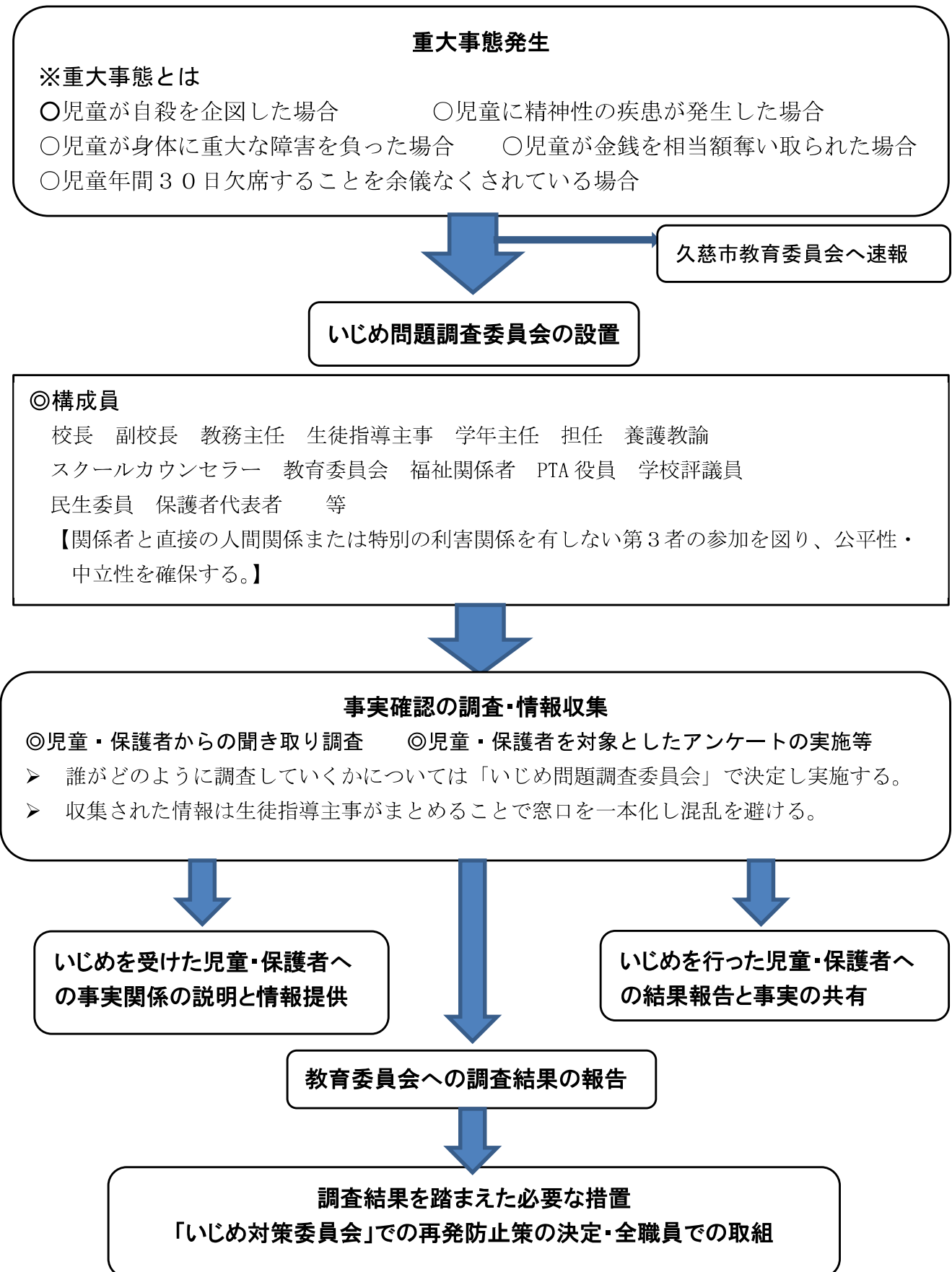
※重大事案の定義(いじめ防止対策推進法第5章総則第28条1項)

- ▶ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ▶ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ▶ いじめを受けた児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

#### ○相談窓口

児童、保護者からの相談	担任を中心に全教職員
地域、その他から相談	副校長
スクールカウンセラーの活用	教育相談担当(生徒指導主事)
久慈市教育委員会	0194-52-2155
久慈警察署生活安全課	0194-53-0110
電話相談 岩手県立総合教育センター ふれあい電話	0198-27-2331
岩手県教育委員会いじめ相談電話	019-623-7830
(メール相談アドレス	fureai@pref.iwate.jp)
全国共通24時間いじめ相談ダイヤル	0570-078310
自殺予防いのちの電話	0120-738-556
子どもの人権ホットライン	0120-007-110

## Ⅶ 重大事態への対処



### VIII いじめ防止のための年間計画

月	教職員等	防止対策	早期発見
4	校内いじめ防止対策委員会 職員会議で、基本方針の 共通理解 PTA 総会・学年・学級懇談会 基本方針の紹介・啓発	引継ぎ 学級開き・児童観察	家庭訪問
5		運動会の取組	
6	校内いじめ防止対策委員会		生活アンケート 保護者アンケート QU(3年以上) 地区懇談会 教育相談 児童個々面談
7	いじめ防止研修会 市へ報告		保護者期末面談
8		野外活動・修学旅行の取組	
9			
10		学習発表会の取組	
11		情報モラルの学習会	生活アンケート 保護者アンケート 教育相談 児童個々面談
12	校内いじめ防止対策委員会 市へ報告		保護者期末面談
1	いじめ防止研修会	情報モラルの学習会	生活アンケート
2	校報による学校評価の報告 校内いじめ防止対策委員会 市へ報告		教育相談 児童個々面談
3			

事案発生時のいじめ防止委員会の緊急開催

スクールカウンセラーとの連携・日常の観察

### VIII 取組の検証

